

第一百五十一回 参議院内閣委員会議録第八号

平成十三年四月十日(火曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

四月五日

辞任

竹村 泰子君
林 紀子君
市田 忠義君
中原 爽君

補欠選任

小山 峰男君
市田 忠義君
中原 爽君

四月九日

辞任

鹿熊 安正君
中島 啓雄君
世耕 弘成君
風間 裕君
畠野 烨君
福島 瑞穂君

補欠選任

中島 啓雄君
世耕 弘成君
風間 裕君
畠野 烨君
福島 瑞穂君

四月六日

辞任

加納 時男君
市田 忠義君
中原 爽君

補欠選任

小山 峰男君
市田 忠義君
中原 爽君

國務大臣

(内閣官房長官) 福田 康夫君

事務局側

(常任委員会専門員) 館野 忠男君

國務大臣

椎名 素夫君

おく必要がなくなりましたので、同職を廃止する
ことであります。
改正の第一点は、皇太后官職の廃止により、同
職に置かれる皇太后宮大夫を廃止することであり
ます。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の
概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ
さいますようお願いいたします。

○委員長(江本孟紀君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もな
いようですから、これより討論に入れます。

別に御意見もないようですから、これより直ちに
採決に入ります。

○委員長(江本孟紀君) 宮内庁法の一部を改正する法律案に賛成の方の
举手を願います。

宮内庁法の一部を改正する法律案に賛成の方の
举手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(江本孟紀君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

員を辞任され、補欠として世耕弘成君、中島啓雄
君、小山峰男君、風間裕君、畠野君枝君及び福島
瑞穂君が選任されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(江本孟紀君) 宮内庁法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。福田内閣
は決意いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

一、青少年社会環境対策基本法(仮称)の早期制
定に関する請願(第七三四号)
一、内閣官房機密費疑惑の徹底究明に関する請
願(第七五八号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関
する法律案の早期成立に関する請願(第七五
九号)(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二
号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)
(第七五六六号)(第七六七号)(第七六八号)(第
七六九号)(第七七〇号)(第七七五号)(第七
七七六号)(第七〇三号)(第七〇四号)(第七〇五
号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)
(第七〇九号)(第八一〇号)

第七三一号 平成十三年三月二十六日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立に関する請願

請願者 山口県下関市彦島杉田町一ノ一
七五 山根弘美 外百七名

紹介議員 大脇 雅子君
国会において「慰安婦」問題が取り上げられてか
ら既に十年が経過し、元「慰安婦」を始めとした第
二次世界大戦の被害者は毎月一%ずつ死亡してい
るといわれている。このような中、我が国は慰
安婦問題について、国際機関から繰り返し勧
告・指摘を受けており、平成十年四月には山口地
裁下関支部において速やかな立法措置を求める判
決も出されている。一方、ドイツでは強制連行・
労働補償基金が発足し、オーストリアにおいても
同種の基金の設立が合意されている。しかし、我
が国は対応は大きく遅れしており、国会においてこ
の問題を検討し、問題解決に向けて真摯に取り組
む必要がある。このため、今年三月に提出された
「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する請願(第七三
二号)(第七三三号)(第七三三号)

法律案」を速やかに審議するとともに、被害者や

出席者は左のとおり。
委員長 江本 孟紀君
理事 江本 孟紀君
照屋 寛徳君
福島 瑞穂君
森田 次夫君
小宮山 洋子君
篠瀬 進君
海老原義彦君
中島 啓雄君
山崎 正昭君
小山 峰男君
円 より子君
大森 礼子君

委員

出席者は左のとおり。
委員長 上野 公成君
仲道 俊哉君
森田 次夫君
小宮山 洋子君
篠瀬 進君
海老原義彦君
中島 啓雄君
山崎 正昭君
小山 峰男君
円 より子君
大森 礼子君

○國務大臣(福田康夫君) ただいま議題となりま
した宮内庁法の一部を改正する法律案につきま
して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上
げます。
改正の第一点は、香淳皇后崩御に伴い、皇太后
に関する事務をつかさどる皇太后官職を存置して

四月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関
する法律案の早期成立に関する請願(第七三
二号)(第七三三号)(第七三三号)

第一部分 内閣委員会議録第八号 平成十三年四月十日 [参議院]

関係者の声に十分耳を傾け、早期に問題解決を図るよう求めます。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の早期成立により、「慰安婦」問題を解決すること。

この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。

第七三三号 平成十三年三月二十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 宮崎市大塚台西三ノ三ノ二 中別府

紹介議員 堀 利和君

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七三三号 平成十三年三月二十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都東久留米市下里一ノ一三ノ八 矢野寛 外百六名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七三三号 平成十三年三月二十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都世田谷区給田四ノ八ノ七

紹介議員 二原靖幸 外二百十三名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七三三号 平成十三年三月二十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木二ノ四二ノ一

紹介議員 今井 澄君

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。

第七三三号 平成十三年三月二十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 広島県双三郡吉舎町清綱五四七ノ一

紹介議員 福利和子 外百四名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。

第七五九号 平成十三年三月二十七日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 広島県双三郡吉舎町清綱五四七ノ一

紹介議員 二前田直樹 外百六名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七六〇号 平成十三年三月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡筑穂町大字元吉七二

紹介議員 高橋紀世子君

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七六一號 平成十三年三月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 広島市東区戸坂くるめ木二ノ一三ノ一三 満田浩史 外二百十一名

紹介議員 和田 洋子君

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七六二号 平成十三年三月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 仙台市泉区黒松三ノ六ノ一四 上

紹介議員 山恵子 外百四名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七六三号 平成十三年三月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 仙台市泉区黒松三ノ六ノ一四 上

紹介議員 八鈴木マサ子 外百七名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七六四号 平成十三年三月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 岐阜県不破郡垂井町府中二ノ二三

紹介議員 六高木三那美 外五百三十七名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第七六五号 平成十三年三月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の徹底明確に関する請願

律案の早期成立に関する請願

請願者 三重県四日市市高角町一七四ノ一

紹介議員 小林直樹 外四名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。

第七六六号 平成十三年三月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 札幌市豊平区豊平六条六ノ五ノ四

紹介議員 佐藤俊子 外百五名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七六七号 平成十三年三月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稻田三ノ二十九ノ八 鈴木マサ子 外百七名

紹介議員 潟上 貞雄君

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七六八号 平成十三年三月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 徳島県引佐郡細江町中川七、一七二ノ一、六六三 山田茂 外百四名

紹介議員 岩手県和賀郡東和町東晴山四区一

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七六九号 平成十三年三月二十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木二ノ四二ノ一

紹介議員 照屋 寛徳君

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七六九号 平成十三年三月二十八日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 小西なを 外二百十四名

紹介議員 朝日 俊弘君

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七七〇号 平成十三年三月二十八日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 広島県三次市西酒屋町四四六ノ二

紹介議員 坂本育代 外百四名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七七五号 平成十三年三月二十八日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 静岡県引佐郡細江町中川七、一七二ノ一、六六三 山田茂 外百四名

紹介議員 奥石 東君

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七七六号 平成十三年三月二十八日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 静岡県引佐郡細江町中川七、一七二ノ一、六六三 山田茂 外百四名

紹介議員 部勉

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第七七七号 平成十三年三月二十八日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 德島市国府町府中八二一ノ八 阿江田 五月君

紹介議員 江田 五月君

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第八〇三号 平成十三年三月二十九日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 北澤俊美君

紹介議員 新田靜一 外百四名

府政治外百七名

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第八〇四号 平成十三年三月二十九日受理 戰時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立に関する請願

請願者 薬科満治君

紹介議員 薬科満治君

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

紹介議員 前川 忠夫君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八〇四号 平成十三年三月二十九日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 横浜市中区根岸旭台六一 瀬川好
夫 外百三名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八〇五号 平成十三年三月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都三鷹市深大寺二ノ二七〇一

五 柳田すみ子 外百五名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八〇六号 平成十三年三月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 大分市賀来三、二七五 森崎伸吾
外百九名

紹介議員 日下部禧代子君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八〇七号 平成十三年三月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原五ノ三一ノ六

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八〇八号 平成十三年三月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 宮城県角田市梶賀字高畑南二六一
一一 仙石孝一 外百五名

第一条第三項第十号中「皇太后宮大夫」を削る。

紹介議員 前川 忠夫君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八〇九号 平成十三年三月二十九日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 德島県美馬郡脇町大字猪尻字東分
一五ノ一 西野佳久 外百八名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八一〇号 平成十三年三月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 栃木市野中町三三四ノ一 増山雄
一 外百四名

紹介議員 囲崎トミ子君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八一一号 平成十三年三月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 坂本市野中町三三四ノ一 増山雄
一 外百四名

紹介議員 围崎トミ子君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八一二号 平成十三年三月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 本郷寛子 外百八名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第八一三号 平成十三年三月二十九日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立に関する請願

請願者 宮城県角田市梶賀字高畑南二六一
一一 仙石孝一 外百五名

(特別職の職員の給与に関する法律一部改正)
3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十二年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十五号中「皇太后宮大夫」を削る。
別表第一官職名の欄中「皇太后宮大夫」を削る。

4 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和二十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

正) 第一条第一項第一号中「皇太后宮大夫」を削る。
正) 第一条第一項第一号中「皇太后宮大夫」を削る。

4 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和二十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

正) 第一条第一項第一号中「皇太后宮大夫」を削る。

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、宮内庁法の一部を改正する法律案

宮内庁法の一部を改正する法律
宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「皇太后宮職」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。
(国家公務員法の一部改正)

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)
の一部を次のように改正する。

平成十三年四月十六日印刷

平成十三年四月十七日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

A